

参議院農林水産委員会會議録第二十九号

昭和三十年七月十九日(火曜日)午前十四時四十分開会

委員の異動

七月十五日委員白井勇君及び松岡平市君辭任につき、その補欠として、田中啓一君及び関根久藏君を議長において指名した。

七月十八日委員小林孝平君辭任につき、その補欠として野溝勝君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

江田 三郎君

理事

秋山俊一郎君

白波瀨米吉君

三浦 辰雄君

戸叶 武君

千田 正君

委員

青山 正一君

池田宇右衛門君

大矢半次郎君

重政 庸藏君

田中 啓一君

飯島通次郎君

森 八三二君

龜田 得治君

野溝 勝君

東 隆君

菊田 七平君

政府委員

公正取引委員会委員長

横田 正俊君

農林政務次官

吉川 久衛君

事務局側

農林省農林局長 大坪 藤市君

水産庁長官 前谷 重夫君

常任委員 安樂城敏男君

会専門員 和田 正明君

農林省農林局長 和田 正明君

事務局金融課長 和田 正明君

農林省農林局長 和田 正明君

農林省農林局長 和田 正明君

農林省農林局長 和田 正明君

農林省農林局長 和田 正明君

農林省農林局長 和田 正明君

農林省農林局長 和田 正明君

農林省農林局長 和田 正明君

農林省農林局長 和田 正明君

農林省農林局長 和田 正明君

農林省農林局長 和田 正明君

農林省農林局長 和田 正明君

農林省農林局長 和田 正明君

農林省農林局長 和田 正明君

農林省農林局長 和田 正明君

農林省農林局長 和田 正明君

農林省農林局長 和田 正明君

農林省農林局長 和田 正明君

農林省農林局長 和田 正明君

農林省農林局長 和田 正明君

農林省農林局長 和田 正明君

農林省農林局長 和田 正明君

農林省農林局長 和田 正明君

農林省農林局長 和田 正明君

農林省農林局長 和田 正明君

農林省農林局長 和田 正明君

農林省農林局長 和田 正明君

農林省農林局長 和田 正明君

農林省農林局長 和田 正明君

みてきわめて適切、かつ必要であります。

わが国の漁業は俗に世界第一と称せられていますが、まだその経営形態あるいは漁獲物の利用効率または漁業労働の生産性等の点において、原始産業たる域を脱し得ない実情にあります。

以上のような次第でありますから、何とぞ御審議の上、なるべくすみやかに御承認を下さるようお願いする次第であります。

○委員長(江田三郎君) 本案件の審査は後日に譲ることにいたします。

○委員長(江田三郎君) 次に中央卸売市場に関する件を議題にいたします。

この件については、去る七月十二日の委員会において審議を行なったのでありますが、その後公正取引委員会の見解を求めた事項につきまして、お配りしましたような回答を昨日得ましたので、本日はまずこの件について公正取引委員会の説明を求め、続いて本件の取扱いについて御協議をお願いいたします。

○政府委員(横田正俊君) 先日当委員会におきまして、中央卸売市場の卸売人の整理統合に関する問題につきまして三点の御質問をいただきました。それに対しては公正取引委員会の見解をきわめて簡単に申し上げましたが七月十八日付の書面をもちまして当委員会へ差し出したのでございます。この内容は御覧の通りでございます。特に御説明を申し上げるほどのこともございませぬが、最初の昭和二十八年十一月十六日付の農林省の通達に対する

公正取引委員会の見解いかんという第一問につきましては、この整理統合そのものにつきましては公正取引委員会といたしまして、ごうも反対ではない、御承知のように非常に多数の卸売業者が乱立いたしまして、その間におもしろくない競争方法等も行われております。事実上はわれわれといたしまして、これが適正な数に統合せられるという

ことに対しては、ごうも異存はないのでございますが、ただこの統合につきましても、やはり独占禁止法がございまして、以上は、独占禁止法の線に従ってなされるべきであるというのが、われわれの見解でございます。要するに整理統合につきましては、その方針そのものは反対ではないが、その統合の仕方については無条件に賛成するわけには行かないという点が第一の御質問に対する公取の見解でございます。

それから第二に、統合がいかなる線で行われたならば公正取引委員会としてもこれを認めることができるかという点でございますが、この点はすでに先ほど申し上げましたように、独占禁止法の営業譲り受けあるいは合併につきましては十五条、十六条に規定がございまして、不公正な取引方法による場合と、それから統合の結果が一定の取引分野における競争を実質的に制限することになる場合には認めることができないことになっておりますので、この不公正なる取引方法による場

合におきましては、今回の問題におきましては論外といたしまして、その後の方の、一定の取引分野における競争の實質的制限という点につきましましては、たとえば中央卸売市場の卸売人が単数となつてしまふ、あるいはそれに近き形になつてしまふことは、やはりだいたい申しました独占禁止法の要件に違反するということを申し上げてあるわけでございます。

それから質問の第三といたしまして、中央卸売市場は特殊性があつてせりによりまして価格が決定せられるというふうな関係からいたしまして、不当な価格が構成されるというおそれがないから、あるいは卸売人が単数であつてもいいのではないか、公正取引委員会が卸売人の単数制を否認する理由は何であるかという点でございますが、これもただいま申し上げましたように、独占法の建前といたしましては、やはりなるほど価格の点につきましましてはせりによりまして一応そこに競争の余地がないという考え方もあるやうでございますが、その他の面につきましましての競争というものがやはり残るわけでありまして、ここにいろいろ書いてございまして、お互いに創意工夫をこらしましてより有用な品物を、より豊富にしかも適種を適時適切に供給するという点におきましては、やはり競争の面が伸びるわけでありまして、それが単数になりますとその会社に入れます品物、どんな物が入りましても結局その会社に入る品物しか、その土地に引いて参ります品物しかその土地の人に渡らないという結果になるので、この点はやはり独占禁止法の建前から

申しましておもしろくないということをお考えするので、これはいろいろ政策の立て方といたしまして単数にしてこれに対する監督を厳にするというやうな方法も考えられないではないと思ひますが、しかし独占禁止法の観点からいいますれば、やはり単数制は望ましくないといふふうに申し上げるよりほかないと存じます。その他詳細につきましましては差し出しました意見書につきましましてごらん願ひたいと思ひます。

○委員長(江田三郎君) ただいまの説明につきましまして御質疑がありましたら……。

○田中啓一君 ただいま御意見を伺つておきますと、独占法の建前の上からいふやうなお言葉もございまして、独占法がある以上はというやうなお言葉もございまして、取引の事情から見れば必ずしも……具体的に申しますれば大阪中央卸売市場における今回の統合というものは悪いとは思ひませんが、法律にこゝろいふ条文がある以上は、どうもやむを得ないのだ、反対せざるを得ないと、こゝろいふやうなふうにも受け取れるのでございしますが、そのなればむしろ議會としては法律そのものを改正した方がよろしいわけでありまして、がしきしきと聞きよるによりましては、それはただ言葉のあやでそう出てきただけで、やはりこの第三問の御回答にありましますに適正な規模の、適正な数、市場に卸売人があるのがよろしいのであります。そこで初めて青果物の生産者にとつてもまた消費者にとつても、また公正な値段その他あらゆる経済条件が成立するやうになる、ですから条項にこだわるより、むしろ中

央卸売市場というものの本質にかんがみて、今日の経済の建前からいへば統制時代は別でありましても、自由競争といふものを根本原理にして経済が動いて行くといふ建前をとる以上は、適正規模、適正数あるべきものだと、こゝろ御意見のやうにも伺えるのでございしますが、このところ一つ明瞭にしたいだきたいと思ひます。

○政府委員(横田正俊君) 公正取引委員会といたしましては、やはり特別の事情のございせん限りは自由、公正な競争を促進することがあらゆる面におきまして日本経済のためによろしいといふ前提に立つておりますので、なるほどこの卸売市場というやうなものにつきましましては若干他の一般の事業と違つた面がございしますが、やはりその独占法の原則のつとをすべきであるといふ基本的な考えを持つておるわけでございます。この点は農林当局等におきましてもすでに単数制、複数制といふやうな問題につきましましてはいろいろ研究をされておるやうでございしますが、われわれの立場といたしましてはやはりここに第三問に対してお答えいたしましたやうな線が卸売市場についても妥当するといふ立場に立つておる次第でございます。

○青山正一君 ただいま公取委員長から御説明がありましたのですが、この第三問の關係はもう少しあなたの方で勉強していただかなければ何とも知らないお方ならばこれはすぐまかしくはきくだろうと思ひますけれども、この市場に関する問題をよほどこれは研究しなければ、この第三の問題は返答しにくいことだろうと思ひます。それで、そういつた小さい問題については

私は追及いたしません、ここで経済局長がお見えになつておりますので経済局長にお聞きしたいと思ひますが、経済局長はこの六月の十三日に何か声明書を出しておりますが、その声明書の中に「公正取引委員会に対し、委曲をつくしてその正当な所以を説明してきたもので、ついにその了承を得るに至らなかつたことは遺憾にたえないところである。こゝろいふやうな声明書を出しております。もちろんそのあともいろいろと公正取引委員会と意見の合わない点を述べてあるわけなんです、この声明書に対してその後一体どういふふうに措置しておるのですか。それとも何か河野農林大臣が経済局長に、こゝろいふ問題についてはもう少し何か考えろといふやうな御説明でもあつたのですか。どうなんですか、その点について承わりたいと思ひます。

○政府委員(大坪藤市君) この問題につきましましては御承知の通りに私どももいたしましては単数、複数制の問題は、これは別問題である。ただ私どもが業界に要望いたしましたのは、御承知のやうに市場におきまします卸売人が非常に乱立しておりまして、その結果は生産者に非常な迷惑をかけるばかりでなしに、消費者にも迷惑をかける。しかもその結果はいわゆる手数料といふもの、あるいは手数料の陰に隠れたもの、こゝろいふものについていろいろ中間的なマージンが非常に多くなつてくる、こゝろいふやうな考えからいたしまして、できるだけ統合してほしい、しかしながら統合の方法は各地々によりましていろいろ因縁もあり、事情もあり、一律にどうこうといふことは

割り切れ得ませんから、できるだけ民主的、自主的な方法によりまして統合してほしい、従つて単復の問題といふものはもう全然これは別である、あるいは市場によりましては数社になることもありましようし、あるいは二社になることもありましよう、それは各地各地の事情にまかせるという思想のもとに、われわれといたしましては処理いたしたのであります。たまたま大阪におきましてはそれが二社に分れるやうになりました、しかもその結果が、統合後の結果が、八・五の一・五という結果に相なつたのであります。そこでその問題につきましまして、公正取引委員会と約五カ月余りいろいろと御相談申し上げたのであります、御相談申し上げましたのは、一つは市場のいわゆる売買のやり方といふものが、せり売りによつて行われますといふこと、もう一つは阪神といふ特殊の地帯、つまり大阪を中心といたしまして、神戸あるいは明石、京都、あるいは岸和田といふやうに非常に市場が集中しておるところでありまして、もしかりに単復の問題は別であります、かりに大阪が一社に統合されても、いわゆる独占といふやうな形態にはならない。と申しますのは、大阪に出荷しようが、兵庫、神戸に出荷しようが、京都に出荷しようが、出荷者といひましては非常な選択の自由を持っております。と申しますのは、ほとんど同一の地帯に都市が集中しております、どの市場に出すかといふことは、市場そのもののサービスのいかんによるので、従つて価格そのものは、いわゆる独占的な価格形成の方法でなしに、せり売りのやうな方法で構成されている。しかも荷

とだけが、昭和二十八年に出しました通牒の趣旨であるのであります。私どももいたしましては、その点をよく御了解願いたいと、かように考えるわけでありませう。

善後策の問題につきましては、ただいま御指摘の通り、まことにこれは遺憾に私どもは存じておるのであります。しかしながら公取委員会から、今の統合は、大阪の場合はこれは不適當であるという認定を受けました以上は、これらにつきましては、われわれといたしましては、どういふふうな措置を現在の法制のままでとり得るかというところにつきましては、これはいろいろ考えておるのであります。が、実は具体的にこれに対応する措置というものが見出せないものであります。と申しますのは、いろいろそういうような基本的な問題にも関連して参りますので、この点につきましては、一つよく関係各方面の御意見を承わりまして、適當なる措置をすみやかに講じて参りますが、国会の御承認を得まして、昭和三十年度の予算に予算を計上いたしておるような次第であるのでございませう。もちろんその前にいわゆる具体的な措置がとり得ることでありませうれば、きわめて望ましいのであります。が、ただいまのところ、政府といたしまして、また私どももいたしまして、直ちにこれに対応するようないわゆる行政措置並びに立法措置がとりにくいという点につきましては、御了承を願いたい、かように考えております。

○青山正一君　どうも私は経済局長のお話が納得いけません。あなたの

方でこういう声明書をはっきり出して
おいて、そうして後の善後策はないの
だ。これは全般的の法律を改正する際
にその点を考えて行こう。農林省の指
示によつて統合された会社は、あとは
どうなつても知らぬ顔の半兵衛だ。こ
れじゃもうお話にならぬと思うので
す。そういう点について、私はまあ
非常にくだいことであるが、こう
いった点は、これは農林省の指示に
よつて統合されたわけなんですからし
て、その点をよく心して今後に処して
いただきたいと思います。

それからもう一つは、先ほどから中
央市場の改正を、審議を開いて、そ
うして何か法律をきめたいというふう
な、法案を出したいというふうなお気
持があるやに聞いておりますが、これ
はどうなんですか。果して水産庁なり経
済局、これは一致してやれますかどう
ですか。私の今までの経験によります
と、この市場問題は、少くとも六年前
あるいは七年前からのこれは問題だろ
うと思うのです。いまだに法律といふ
ものは文書体になつておる。大正十二
年の法律である。実体に即さないこと
は、これはおびただしい。それで改正
問題が相当出ているわけなんです。と
ころが、農林省が出そうとすると今度
は市当局が、それぞれ監督庁の市当局
がこれに反対する。魚の方がこれをや
らうとすれば、青物の方が反対する
というふうなことで、いまだかつて一
点を見出したことがないのです。そう
やすやすと来国会までにこれが成案が
できるかどうか。その点について承わ
りたいと思います。

○政府委員(大坪藤市君) その点につ
きましては、私どもの方が中心となり
まして、水産庁並びに改良局と一緒に
なりまして業界の意見を承取りまし
て、全般的な作業につきましての問題
を処理して行きたい、かように考へて
おるものであります。

○青山正一君 どうですか。来国会に
出ますかどうか。

○政府委員(大坪藤市君) 出ますよう
に努力したいと思ひます。

○青山正一君 さしあたり起きている
大阪とか名古屋の問題、これはすぐに
解決の方に持つて行きますかどうか、
その問題。

○政府委員(大坪藤市君) その点も十
分に念頭に置きまして処理して参りた
いと思ひておるのであります。

○青山正一君 その中央審議会の中
に、将来問題を起したりなんかしない
ように、公取の委員を加える必要があ
ると思ひます。その点についての御
意見はいかがですか。

○政府委員(大坪藤市君) よく検討い
たしまして、必要があればさようにい
たしたいと、かように考へておりま
す。

○青山正一君 まだいろいろ聞きたい
ことがありますが、ほかの方も発言し
ておりますから、どうか……

○池田宇右衛門君 ちよつとお尋ねす
るが農林省の局長名で地方に對し
て出した。地方の方がこれに協力し
てその方針をとつた。ところがごらんの
通り公取の横やりと言へば横やり、そ
れから公取の認識が得られなかつた
言へば了解を得なかつたためにこう
なつたと、まずこの一点から申せば、
政府において何の問題もよく連絡がつ

かなかつたという点はこれは免れな
い。この点に對して、地方に出した責
任上どういふように今後お取扱いをい
たすか、これをまず一点お聞きいたし
ます。

それからその次に、地方における
ところの農林省指令は、局長指令でも
何でも、非常に意義深きものといひし
まして、これの受け入れ態勢は慎重に
研究して相当協力態勢を作つた、もし
今日のごときことが繰り返されるなら
ば、農林省の意思及び各局長の出すこ
ろの指令はほとんど空文にひとしく
なる。一体この二つの責めはどういた
します。これは両方から聞きます。

○政府委員(大坪藤市君) 御承知のよ
うに、あの通牒は民主的に自主的に、
地方の実情によつてやつてもらいたい
というものであります。従ひまして統
合のやり方につきまして、われわれと
いたしましては、こういふふうにして
ほしいというところは、実は指導いたし
ていないのであります。できました結
果がああいうふうになりましたし、
従つてああいうふうになりましたし、
私もどといたしましては、これは必ず
しも公取の精神に違反しないという考
え方をもちまして、公取に折衝いたし
たのであります。公取に折衝いたし
たのであります。これはまこと
に私どもの不明のいたすところであ
ると、深く陳謝申し上げたいと思ひ
てあります。

次にこれについてどういふふうな措
置をとるかという点につきまして
は、ただいま申し上げたことで御了承
をお願いしたい、かように考へます。

○池田宇右衛門君 なお私からよく公
取の委員長にお聞きしたいことは、法
のために生産農民がどのくらい損害
と、それから非常な迷惑をしておるか
というところをお考えになつたかどう
か。経済局長も単に市場のみについて
申されておるようでございませうけれ
ども、市場におけるところの信用ある問
屋がそこにできておつてこそ、出荷す
る生産農民は安心して出荷することが
できる。われわれ生産方面におけるこ
ころの果実にしる野菜にしろ、幾多この
市場の中においてきわめて信用のでき
ない方があつたおかげで受けた損害は
甚大でございませう。むしろひでりに兩
時宜に瀕した問題だといつて、生産農
民方面でも非常な歓迎をされたのに、
方法をなすに、歓迎されてゐるのに、
それをとめて、いま一年研究して、今
後はそのようなことのないようにとい
う、市場のみならず生産農民に對する
ところの甚大なる失望と、それから安
定感の喪失と、現在まだ損害を重ねてお
りますこの状況に對して、一体御両者
はどういふ考へを持つか、またど
ういふ指導をし、どういふ方法をもつ
て、この不安を取り除くかということ
について、御研究をされておるかどう
か、これをお尋ねいたします。

○政府委員(横田正俊君) 今回の問題
につきましては、お話のように、この
統合を熱望しておられまする会社方
面、あるいはその背後にありますが
多くの生産者、農家等には、ある意味
におきましていろいろ御迷惑がかか
つたと思ひます。しかし、
われわれも農林省も、先ほど申し上げ
ますようにこの統合の方式そのもの
の、従ひましてそれによつて安定を
するといふ面には、これはむしろ反
對どころか非常な賛成をいたしてお

るのでございまして、ただわれわれが
遺憾をいたしまするのは、今回内申し
の所管をいたしております独占禁止法
の面から申しまして、お認めするわけ
には参らないという点からいたしまし
て、まことにいろいろ農林省の立場、
あるいはこういう統合を企図せられま
した業界の方々に對するお気の毒な感
じを持つております。しかし私どもの
独禁法の建前からいたしまして、少く
ともこの形式のものは好ましくないと
いうことを申し上げた次第でございま
して、これは前に予算委員会でも池田
さんに申し上げたかと思ひますが、適
当なる方法によつて統合せられまする
ことにつきましては大阪市場のみなら
ず日本国の各市場において、おそらく
今後こういう問題が出て参ると思ひま
すが、それにつきましてはケース・バ
イ・ケースで適當な処理をいたしたい
というふうに考へております。

○池田宇右衛門君 ただいまの委員長
の話におきましては、今後の農家の安
定方針から申しまして、市場の明朗
強化の上から申しても、適當な方法に
よつて適正になることについては協力
してこれを実現してやる腹である。か
ように信じていいですか。

○政府委員(横田正俊君) その通りで
ございませう。

○池田宇右衛門君 そこで経済局長、こ
れは非常に農家に對してあまむつ
くりをした、まことに感心したやうなと
ころがあるけれども、實際悪いところ
は一日も早く直した方がいいのです。
病氣と同じことで、農村には病氣が
入つておる所があつて、市場の取引
上いくらか損害したかわからぬ。これ
がいいことになつたら、まだ議會もや

ているのだから、どしどし法案を出

し、各委員にそれぞれ御理解をいただ
き、よく両者の関係を知っているのだ
から、いいことは早くきめて、そうし
ていわゆる民衆の政治であり、また農
民のために、及び国民一般のために政
治を行うのだから、やはり安心して明
確である。しかるにこの明瞭な明の
方針をやるというのに、来年になら
なければいけない、あるいは委員会を
設けなければいけない。一体われわれ
委員を無視しているのか。おそらく
ここに農林委員を差し置いて、こ
れ以上の委員が日本のどこにいます
か。われわれはみな各層から、各党か
ら代表して来ている、そしてここに研
究してこれは至当なりと言っているの
に、一体これに対してまた逆らうとい
うその気持が私は感心しない。委員諸
君がさほどにやっているのだから、農
林省も奮起して公取と手を握って、一
日も早くこの法案を通して、一方は農
民に安心を与え、一方は市場を通して
消費者階級、国民に安心を与え、清新
で健康なる保健衛生の上によき方法を
とるといのが政治ではないか。これを
やるかやらぬか。いま一度御答弁を
願いたい。

○政府委員(大坪藤市君) 御意見はま
ことにどうもともだと思ひます。私ど
もその通りに考えております。

○池田宇右衛門君 もしこれを屋上屋
を重ねるならば、この委員会を無視し
たことになる。委員会は今後農林省の
法案に対して、今度はわれわれの方が
慎重審議慎重審議とやります。だか
らもうと真剣にやらなければ……、そ

の点お答えを願いたい。

○青山正一君 議事進行について。議
事進行の意味で公取に一つお伺いした
いのですが、差しあたり大阪などの関
係、つまり現状においては、一割五分な
いし八割五分の二つの会社、この二つ
の会社が、たとえ七割ならばいいとい
か、あるいはもう一つそのほかに別個
に、一割五分くらいは会社がでるなら
ばそれでいいとか、そういうふうな何
かお気持のほどはどうですか。その辺
についてちょっと具体的に伺いたい
と思います。

○政府委員(横田正俊君) これも実は
簡単にパーセンテージで申し上げるこ
ともできないと思ひますが、従いま
して、われわれといたしましては五〇
％の会社が二つ、あるいは三〇％の会
社が三つというふうな機械的なことは
もちろん考えておりません。その場
合場合によりまして、またその市場の
特質、あるいは統合いたしまする会社
の性格等を検討いたしまして、そのつ
どきで参らなければならぬと思ひま
す。大阪市場の場合に、さて然らばど
ういう会社かどういふふうな統合した
らいいかということにつきましても、
今私こころではつきりしたことを数字
的に申し上げることはできませんが、い
ずれこういふ問題の具体化の場合にお
きましては、あらかじめ私の方に十分
に御連絡いただきますれば、その点に
つきましていろいろ申し上げる、こう
いう相当問題が進みましてから突っか
かってみようというふうなことをない
ように、万全を期したいと考えており
ます。

○委員長(江田三郎君) ちょっと、い
ろいろまだあると思ひますが、ほかの
審議がありますから……、ちょっと私
から議事進行的に聞きますが、これ
は経済局長の方は六月十三日の、声明
は何か知りませんが、大阪の場
合は不当な取引制限はないと考える、
こういうものを……、公取の方では、こ
れはつきり不当な取引制限だ、この
考えは今も変わっておらぬわけですか。
○政府委員(横田正俊君) その後……、
これは実は内申でございまして、一応
の、たしか二月に申請のございました
ものを四月までかかりまして相当調査
いたしました結果に基きまして申した
ものでございまして、これは正式にい
たしますれば、もっと審判手続とい
うようなものを経まして詳細に調査をい
たさなければなりません。ただいまの
段階におきましては、やはり四月に決
定いたしましたことが現在のわれわれ
の一応の見解ということになっており
ます。

○委員長(江田三郎君) もう一つ聞い
ておきます。
この経済局長のただいま申しました
文書では、中央卸売市場法を改正して
卸売人については独占禁止法の適用を
除外することを考慮している、こう
いう法律改正を考えている、どう
いう場合においては公取委員会はどうい
う態度をおとになりますか。

○政府委員(横田正俊君) これは先ほ
ど第三の御質問にお答えいたしました
ように、公正取引委員会といたしまして
は、やはり適正規模の企業が適正数で
ございまして、そこに有効な競争が行
われるということが好ましいという立
場に立ちますので、そういう特別立法

に對しましては、こちらから進んで御
賛成するわけにはいかぬと思ひのでご
ざいます。しかし、これは御承知のよ
うに独占禁止法だけが政策ではござい
ませんので、これは国会なりその他の
方面におきまして、この面につきまし
ては独占禁止法が線をゆるめるべきで
あるということになりますれば、われ
われといたしましては、またその線に
沿ひまして、できる限りのことをいた
したいと考えております。

○委員長(江田三郎君) それじゃもう
一ぺんお尋ねしますが、そうすると、
これはまあ大阪のような事態を、この
現状を、今の経済局が目指したような
方向で解決づけるのには、市場法を改
正して独占禁止法の適用を除外する、この
措置をとる以外に方法はございせんか。
それ以外にもっと経済局と公取と
で話し合つて、あるいは地場の当事者
と話し合つて問題を片づけるという方
法はございせんか。

○政府委員(横田正俊君) 今の大阪の
具体的な問題につきましては、遺憾な
がらその余地はないように存じます。
しかし私どもといたしましては先ほど
申しましたように、具体的に個々の
ケースによりまして適正な処置をいた
しますれば、独占禁止法の適用を除外
いたさないでも市場の明朗化というこ
とは別にはかかれるのではなからうかと
考えております。

○委員長(江田三郎君) 経済局長の方
にお尋ねいたしておきますが、六月十
三日の、ただいま読んだ文章にあるよ
うに、独占禁止法の適用を除外する市場法改
正を今でも考えておられる、先ほど来
市場法改正というのを言われたの
は、そういう内容のものを考えてこれ

を次の国会に出されるということなん
ですか。

○政府委員(大坪藤市君) 実はその点
が非常に問題になると思ひのでござい
ます。と申しますのは、ただいま公取の
委員長からよく相談をせよという話で
ありますが、実は市場の卸売の統合に
つきましては、これは現在までわれわ
れといたしましては計画的にどうこう
するといふ考え方は持つておりませ
ん。できるだけ自主的な方法でやつて
もらいたいといふ考え方を持つており
ます。以上、もちろん業者の仲間の問
題でございまして、そこに業者間の
いろいろな事情があるのでありまし
て、総合といふものがある程度業者間
の仲間にございまして結論が見出され
るまでは、実は公取と相談のしようがな
いわけにございまして。従つて……。

○委員長(江田三郎君) そういふ答弁
じゃだめですよ。あなたの方は六月十
三日に、これは「不当な取引制限はな
い」と考へる、という声明を出してお
るのだから、今になってその場のがれの
答弁をしないで、私の聞いたことに
はつきり答えた方がいいです。

○政府委員(大坪藤市君) もちろんわ
れわれといたしましてはただいま委員
長の御意見の通り考えております。
○委員長(江田三郎君) 速記をやめ
て。
〔速記中止〕
○委員長(江田三郎君) 速記をつけ
て。
次に委員派遣承認要求の件について
お諮りいたします。愛知用水公団法案
の審査のため、委員派遣を行いたいと
存じます。御異議ございせんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(江田三郎君) 御異議ないと認めます。つきましては本院規則第百八十条の二により議長に提出すべき議員派遣要求書の内容及び提出の手續等に関しましては、これは委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（江田三郎君）御異議ないと認めます。さよう決定いたします。

○委員長(江田三郎君) それでは次に農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案を議題にいたします。本法律案につきましては去る七月十四日の委員会において審査にかつたのでありますが、本改正法律案によつて新たに実施しようとする個人貸付の方法及び貸付対象等に関する農林当局の方針に明確を欠いており、また今回の増資に対する資金源が予算の修正によつて変更に関する資料が欠けていた等のため、審査が途中ででありましたから、本日さらに審査を続けることにいたします。本法案は去る十五日衆議院を原案の通り通過して、本院に送付、即日当委員会に本付託となりました。なお衆議院農林水産委員会において、お配りしましたような付帯決議が行われております。先ず農林当局から前回の委員会において問題になりました点について政府の方針を明確に御答弁を願います。

○政府委員(大坪藤市君) 前回の当委員会におきまして主として問題になりました点は、第一は貸付対象であるのでございます。貸付対象として本法律におきまして農林漁業金融公庫法第十八条第一項、第八号によりまし

て、「前各号に掲げるものの外、農林漁業の生産力の維持増進に必要な施設の災害復旧に必要な資金」これを災害に限らず施設の「改良、造成、復旧又は取得」という、さらに改正をいたしまして、いわゆる個人的な施設にもこれを拡張するということに改正したい、かように考えているのでありますが、その場合に第八号の規定によりますと、その範囲を農林大臣が指定することに相なっているのであります。指定の対象はどうであるかということが前委員会におきまして問題の一つの点であつたのであります。これにつきましては、お手元に資料として、配付申し上げてあります資料で、指定の対象といたしまして、一として、「農舎、畜舎、サイロ、堆肥舎、蚕室、動力用農機具、排水ポンプ、灌水施設、蚕具その他主要農作物又は輸出農作物の生産の維持増強に必要な施設」、二といたしまして「合成繊維漁網」、これを対象にいたしたいと考えているのであります。清澤先生から前回炭がまについてはどうかというお話がありましたのであります。御承知のように炭がまはその構築につきましてはほとんど七割ないし八割というものがいわゆる労賃であるということ、一年ないし二年でこれを廃棄するといふような大体の実情でありますので、これは短期資金といふものの対象になります。が、七年という、いわゆる長期に近い資金の融通の対象にはいかがかと思ひまして、この点は実は対象にしないといふふうに考えたのであります。その貸付対象といたしましては、ただいま申し上げましたように、一と二を予定いたしておるのであります。

次に貸付の金額の問題であります。それが、最低限といしましては一万円以上、それから最高限といしましては、漁網をを除きましたいわゆるそれ以外の施設につきましては、たとえば畜舎でありますとか、サイロでありますとか、内地におきましては二十万円以内、北海道におきましては経営面積が、これは内地の平均の三倍でありますので、最高限を北海道におきましては五十万円以内と、こういうふうにいたします。かように考えておるわけでございます。

次に、いわゆる貸付の方法であります。ところが、これはもちろん例外はあると思いますが、これももちろん個人施設といたしまして、これは銀行を融資機関といたしましてすることは実際問題といたしまして不適当かとも思うのであります。

従ひまして、残りますのは、中金、あるいは信連でありますが、この個人施設と申しまする貸付の対象としたしまして、これはもう原則といたしまして信用組合連合会を融資の指定機関にいたしました、かように考えたのであります。もちろんこの点につきましては中金の支所等を通ずる場合もこれは考えられますが、この点につきましては、原則といたしましては信連ということで、今後いろいろ関係方面と折衝をいたしましたして、そこに融資機関としての対象を決定いたして参りたい、しかしながらこれは原則といたしましては信連、こゝういふふうに御了解を願いたい、かように存する次第でございます。

それから利率といたしましては、末端の農家が入りまする金利は七厘であるのであります。

それから協調の問題であります。協調融資といたしましては、できるだけ本資金といたしましては七億万を出しか予定いたしておりますので、できるだけ融資効率を増大いたしますために農業協同組合等におきまして、農業協同組合のプロパーの資金を、割ぐらひは少くとも協調として融資してもらいたい。その資金源といたしまして国から融資し、公庫から政府資金を融資いたします金額は大体八割ぐらひでございます。協同組の自己資金といふものを二割ぐらひ大体考慮

してもらいたい、かように考えておる
のでございます。

ちよつと落しましたが、漁船網にシ
てましては貸付の最高限度は五百万円
というふうに考えているわけでありま

大體前國主として問題になりました。漁民につきましては御説申し上げました。

○千田正君　今の漁網の問題ですが、従来協同組合を対象としてやっておる。度もそのように考えておられるようですが、御承知の通り漁網は農家のサロロなどと同じように漁民にとつてはつ、見方によつては、施設と見てよいほど重要な資材なんです。この漁民の漁網に対する貸付ということについて考慮されておられるかどうか。その点はどうですか。

政府委員(大坪藤市君)　これは水産局と相談いたしましたして、従来からやつております共同施設、つまり組合が組合の名におきましてやります対象をいたしましたして、御承知のように二億円想定いたしましたのであります。

のほかに、今回個人施設として漁網というものを対象といたしたい。も

ちろん、従いましてこれはその二億万円の外ということになるわけでございます。ただ本年は御承知のように、資金源が七億万円でありましますので、実際問題といたしましては、これはいわず、何と申しまするか、その道を開いたということで、資金の貸付の対象に、そり金額を多額に一つ期待されては今年には実は困ると思ひますが、来年からは個人施設につきましてもわれわれといたしまして努力いたしまして、できるだけ多く見て参る、もちろん共同施設といたしましては、たゞい

また二億万円の金額を見ております。そのほかに個人施設を別に見るつもりでございますが、これは本年は金額といましてはたくさん期待してもらっては困る。あるいは御期待に沿い得ない、来年から大いに努力いたしたい。

かよらに考えております。

○龜田得治君　この資金計画表の一番終りですね。ここに農地担保金融二十億という項目がありますが、この点に關して若干尋ねておきたいと思ひます。それで、これは少しあげ足をとるようなあれですが、私はまあこういう資金計画表をお作りになるときは、農地担保金融と、こういう項目じやなしに、やはり自作農維持創設のための資金というふうな表現が一番適切なんじゃないか。こう考えているんです。やはり使い方の内容を明確にしてほしいと思ひます。それはどうですか。ちよつとあとの質問に關係があるから、なぜこういう特に農地担保金融としたか。

○政府委員(大坪藤市君)　農地担保金融と申しますのは、あるいはこれは御指摘になりましたように語弊がある

かと思ひますが、実はわれわれといひまして、これを再分類いたしまして、別ワクといひまして、個人施設といひまして七億万円というものを別ワクを取っているわけでございますが、これを二つにわけてやっています……

○亀田得治君 二十億です。なぜ自作農維持創設の資金、こう書かないかということですか。

○政府委員(大坪藤市君) これは実は言葉が少し悪かつたかと思ひますが、訂正いたします。

○亀田得治君 これは訂正してもらひましょう。そこで、私はこの点に關してもう少し聞いておきますが、別個に自作農維持創設資金通法案、こういう法案が出ております。この法案については、これは相當問題があるに思ひますが、これはその法案の審議のときに私も十分検討したいと思ひているんですが、ただこれに關係があるんですが、十分確かめなければならぬ。それは、もしその法案が審議未了になる、あるいは担保の条項というものが削除される、そういうことが国会であります。私は目的から言へば、この二十億というものは、予算がすでに通っているわけですから、貸し出しをしていい、こう考へてゐるんですが、その点に対する見解はどうでしょう。

○政府委員(大坪藤市君) 私どももいたしましては、自作農維持創設資金通法案が成立いたしますことを期待いたします。それで、それが通らなかつたらというふうなことは、実は想定いたしてないのではありません。ただ御承知のように、実は法律制定のいろいろのいきさつからいたしまして、相當資金面

とも關連いたしまして、一緒に進んで参つたのであります。で、さういふ

した農林漁業金融公庫法の一部改正に關する法案は、自作農の維持の法案とは全く獨立してでさう上つてゐるのではありません。従ひまして、これは仮定の問題であります。で、実はさういふことは申し上げにくいのでございすが、もちろんこれはあの法律とは關係はないのであります。ただ二十億というものを想定された金額を、実は使えるか、こういう問題になります。と、いわゆる農林漁業金融公庫法の資金源といたしましては、二百六十億を認められておる。自作農の關係はその内訳であります。形式的な考え方といたしましては、もちろんこれは使えろというに相ならうかと思ひますが、この点に關しましては、いろいろ大蔵省と折衝をいたしまして、さういふ内訳で使いたいというのでございまして、さういふので、万が一だいたい先生がお話になりましたように、通らないということだと、それは仮定でございすが、さういふ場合が發生いたした場合には、これは、二十億をどうするかという問題は、実は資金計画を組みました場合の大蔵省との折衝の次第もございまして、われわれもいたしましては、もちろんこれははかに振り向けるという強い主張をいたしたいと思ひますが、さういふので、今申し上げましたような事情で、でさう上つておる。で、これは今後使ひかへられないか、さういふ点につきましては、われわれはもちろん使ひたい、ほかのものに振り向けるということに進みたいと思ひますが、まあ大蔵省と折衝の問題が

残つておるということを御了承願ひたいと思ひます。

○森八三三君 先刻局長から、第十八条第一項第八号、資金の指定告示案について御説明がありました。さういふ案について少し伺ひたい。第一、その第一は、用途については、一応ここに例示をされておる。さうして最後に、「その他主要農作物又は輸出農作物」といふ、抽象的包括的文句でその他の部分が表現をされておる。さういふ中に温室のようなのものは考へていらつしやるのか、いらつしやるのかという点が一つ。

それから貸付の方法として漁業協同組合もしくは農協組合から個人がこの用途のために借り受ける資金を、公庫が漁業協同組合及び農協組合に貸付をする、その場合に漁業協同組合に貸し出しをするの、その場合の連合会の立場はどういう立場に置かれるのか。連合会が借り受けて単協に貸し出しをするという形になるのか、連合会は単なる經由機関であるのか、さういふか。經由機関であるという場合に、従来の貸し出し方法のごとく、經由機関は二〇%の責任を背負わされるのか、背負わされぬのかという点であります。

それから第三です。わずかに本年度は七億の原資であります。さういふ用途を考へて参りますと、需要はきつめて旺盛であると思ひますが、それにこたえて参りますために、ここに例示されておるような用途に対して、それぞれ資金のワクを設定してお進みになるのかどうか、さういふ用途別、さらに府県別

に一定のワクを設定されるというよりなことであるのかどうかということになります。さういふことになりま

すと、結局資金量から考へまして、かなり無理が行われるのじゃないか、ということ。最低限度百分の二十というように押えておる。さうして最高限度は二十万円なり五十万円なりということに押えておる。そこで非常に需要が旺盛であるということが想像されます。用途別、府県別に割当をするということになります。その需要にこたへるためには、この貸付を受けて、それぞれの施設をしようとするものに對しまして、當然所要される金額を相当内輪に査定をして、形の上では非常に多数の希望を満したということになる危険が多分にあると思ひます。さういふと、それぞれ

の農林、漁業者の経営の上には非常に困難な事態が招来されると思ひますが、さういふようなことに對しては、いかに考へられるのか、さらにさういふことに關連いたしまして、資金に余裕のある大きな漁業者、農業者だけが恩典を受けるのであつて、実際に困難しておる零細の漁民、零細の農民といふものは新たにこの個人対象の貸し出しという道が開かれました。それによつての恩典を受けるというわけには参りかねるというふうに思ひます。さういふ点に對しての指導をどういふふうに取り運ばれるのか、当局の構想をお伺ひしたいと思ひます。

それから先日委員会で合意組織の問題が取り上げられました。そのときまでは考慮の外にあつたやうであります。ただいまお示しの指定告示案の中

には、合成繊維漁網網といふものが入つて参りました。それを第八号で扱ひになつておるのではありませんが、明確にいたしますためにむしる本文の五の二の次に五の三といふやうな規定を設けて明確にすることが妥当であるように思ひます。さういふ点についてどういふやうな考へをお持ちになるのか。さらにです、漁網につきましては先刻御説明によりますと私企業による農林漁業者の共同利用に供する施設改良といふところ

で、おおよそ二億程度の資金がある。で、共同施設といたしましてはそれで措置をする。それで今回の八号の改正によつて個人対象のものについては今年度は資金の余裕がないが、明年度から努力しようといふやうな御意見であつたようにお伺ひをいたしますが、いやしくも、第八号に合成繊維といふものが入つて参りました以上は、何かが入つたものをお考へになつておると思ひますが、用途別ワクのうちにどういふふうにお考へになつておるかを伺ひたいと思ひます。

○説明員(和田正明君) 第一点の温室を含むかどうかという御質問でございますが、その温室が「主要農作物又は輸出農作物の生産の維持増強」に關する施設であります場合には、これを対象といたすというふうに考へております。

第二の信連はさういふ立場に立つのかというお話でございます。これは農林漁業金融公庫の受託機関として、実際の貸付について審査いたし、また貸付の実際の手続をとる受託機関というふうに考へまして、従前の受託機関

に対しますと同様、公庫から手数料が支払われることになると思ひます。従ひまして貸付を実際に受けますものに對しましては、現在他についてやっておりますと同様に、二〇%の補償をするという事に相ならうかと思ひます。

それから第三点につきましては資金ワクが少いことから、府県別あるいは用途別のワクを作るかというお尋ねであります。この点につきましてはは全体としての農林政策の推進とのからみの問題であります。現在のところ畜舎、サイロにつきましては有畜農家創設、集約酪農の推進というふうな問題とあわせて約二億、それから農舎、堆肥舎につきましては、生産力の維持、増進という立場から二億という金額を予定をいたしまして、その他のものについてひつくるめて残り三億を考えております。細部について一々県別の割当をするというところまでは考えておりません。それから、それとからみまして、合成繊維漁網網についてどの程度資金ワクを予定しておるかというお尋ねでございますが、これにつきましては、現在水産庁の方もお打ち合せをしておりますが、まだ最終的に今年度の融資ワクをどうするかという事は決定をいたしておりませんが、ただいま申し上げましたような三億のワクの中で、全体の資金貸付希望と見合いました上で、各原局と打ち合せの上決定をいたして参りたいと、かように考えております。

それから最後に零細者に貸し付けられず非常に富農的な貸し付けになるのではないかとこの点でございまして、この問題につきましては、実施面で御指摘のようなことのないように、実際に必要な農家に貸し付けられますように、信連あるいは単協を指導をいたしまして、遺漏なきよう処置をいたして参りたいと、かように考えております。

○秋山俊一郎君 今日資料としていたいただきましたこの一、二の種目の指定の条件をいたしまして、貸し付けを受けるものが、その必要とする資金の百分の二十以上のものを農協または漁協から貸付を受けることを条件として貸し付けられるものを指定すると、こうありますが、これはどういふわけですか。うになつたものか。この百分の二十というものを自己資金を充てるとか、あるいは市中銀行から調達するとか、あるいは市中銀行から調達するとかいふような場合には、何ゆゑに貸し付けられないか。

○説明員(和田正明君) 御承知のように公庫の原資が政府の出資になつておりますので、単に個人の財産を増加するとかいふようなことではなしに、従前貸付の対象が主として共同利用というふうな観点に立ち、たとえば土地改良とかいふ非常に公共性の強いものに主として貸付をいたして参つたのでありまして、今度この個人の施設に貸付の対象を拡張をいたすということになりますと、やはり本来系統の金融というものは、個人の農業経営に必要な資金の貸付をするということが建前でございますので、せいぜい二割程度のもので、やはり本来の系統金融でめんどろを見て、その上に政府の資金を織り足すことによつて、金利も引き下げ、農家の負担を軽減をして、農業の経営の合理化をはかつて行こう、こういうことを考えたのであります。それで、先ほど局長も御説明申し上げましたように、資金ワクも必ずしも多くを望みませんので、でき得る限り資金の効率を高くして、貸付の対象となる農業者の数がふえるようにはからいたいという趣旨でございようことを考えたのであります。これ以外に自己資金があるとか、あるいは市中銀行から借り受けるというふうなことは、この場合は別個の問題であらうと思ひます。

○秋山俊一郎君 この農業の宿舎とか、あるいはサイロ、あるいは堆肥舎とかいふようなものは、どういふことになつたものか。これは一企業体がこれを使用する場合が多い。もちろん協同組合あるいは生産組合の直営のものもございまして、特に個人を貸し付けの対象とした場合には、個人が足りぬ分の金を自己調達をして、そうして貸し付けを受けるというものは何ら不都合はないと思ひます。農業とは多少ここに違いがあると思ひますので、お伺ひしたわけでありまして、それでもなおかつやはり漁業協同組合から二割以上を借りなければ、ほかから自分の金を出した者には貸さない、こういうことなんでしょうか。

○説明員(和田正明君) その点は水産庁ともお打ち合せをいたしておるのでございまして、本年度としては、先ほど来局長からたびたびお答えを申し上げましたように、資金ワクも少いこととございまして、こういう農業と筋を合したようになりまして、お説のようになりながら融資を受けるという、市中金融機関から融資を受けるというふうなことは当然あり得るということ、資金ワクの拡張が来年度努力いたしまして、できました上では、漁業についてはお説のような点を考慮して参りたいと思ひます。

○秋山俊一郎君 現在の場合には……来年度の場合でなくて、ここに掲げてあります……

○説明員(和田正明君) 本年は資金ワクも非常に僅少でございまして、農業とバランスを合せて、どういふことでも進めて、資金ワクがふえてから、そういふお説のような点を考慮して拡張して行きたい、かように考えております。

○秋山俊一郎君 資金ワクが少いから、農協から借りなければ貸せないという理由が私にはわからないのです。資金ワクが少いので、農協から借りなくても、あるいは漁協から借りなくても、自分で調達して行くというのでは、自分では貸さないが、農協なり漁協から二割以上を借りなければ貸さないという事は、要するに貸さないということになるのじゃないですか。

○説明員(和田正明君) ここに本年「貸付を受ける者が必要とする金額」というふうに書いてございまして、自己資金が足りませんとか、あるいは別途市中金融機関から調達をいたしました場合には、その自己資金の不足分、あつただけでは不十分な部分について、この公庫の金を世話する、こういふ趣旨でございまして、公庫の金をお世話いたします前提として、自己資金が足り、あるいはそういう市中金融機関から借り受けのできる立場にある人があります場合には、公庫の資金ワクはその部分、自己資金、あるいはよその金融機関から借りられない部分について、こういうお世話をいたしたい、こういう趣旨であります。

○秋山俊一郎君 もちろん私もそういうことは考えているのです。ですからダブつて借りる必要はないのですから、そうすれば今お話のように自己資金なり、他に融通のつく場合は、必要とする資金は、それだけのものを除いて、そうして借り得る、こういうことに解釈してよろしうございませうか。

○説明員(和田正明君) そういふ自己資金なり他から借り得る部分を除いた残りについて、二割程度は中金の方のめんどろを見てもらつて、それと国家資金とを合せて両方でその残りの部分の世話をいたそう、こういう趣旨でございまして。と申しますのは、先ほどから申し上げておりますように、資金ワクが少いので、中金とか漁協連とかいふ系統の金を合せることによつて百にいたしまして、できるだけ大ぜいの人に金利が引き下げられた形でこの金の用途を広げて行きたい、こういう趣旨でございまして。

○三浦辰雄君 どうも私もそのところを非常に疑問に思つてゐる。資金源が今年としては少いから、今のような系統機関の二割というものを貸し出しを受けた者にだけ限定をしたい。それはなるほど農林省としては、これら系

統機関というものを健全に育成すること
が一つのねらいであるには違いない
が、私はやはり水産の場合には違
うという点があるのではなからうか。
従ってあなたの方でその実態も認めて
いるようなんです、返事の中で。ただ
一つ理由とするところは、本年の資金
源が少いからこういう形をとりたいと
いうのですけれども、御説明を聞いてい
ると、その実態を認めている。つまり
農協等の団体とは違つて、水産の場合
においては市中銀行を窓口として借り
て、そうしてその長期金融も完全に回
収ができるということがある。しかも
漁網というものは必要だからこの対象
に認めたというのならば、さつき森委
員が質問したように、それに対しては
あなたの答えは落ちていたけれども、
十八条第一項の五の二の次に加えたら
どうか。つまり組合からでもよし、あ
るいはまた銀行窓口、他の機関でもい
いし、ただ問題は他の金融機関等では
なかなか貸し出せない種類のものでは
ないこと、あなたの方でも認めたいし
るのだから、何らかの系統機関の二割以
上の貸付を受けたものでなければなら
ないというふうに限定する理由は一つ
もない。ただ理由というものはあなたの
説明している通りに、本年は資金源が
少いからだ、こういうのだから、そう
して一面においてはこの漁網について
はそういう実態を認めますと言ってい
るのなら、どうせこの法律をいじるので
すから、五の二の次に加えたならどう
か。とにかく一般金融機関からも貸し
出せるような道に切り変えたらどうか
という問題について、あなたはどうか
返事がつきりしない。

○青山正一君 ついでに関連して……。
今三浦委員がおっしゃったように、こ
の五の三としてやはり付け加える必要
があるのじゃないかと思ひます。とい
うのは、合成繊維の漁網網の対象にな
るものは大体定置とさんちやくだろ
うと思うのです。定置とかあぐり網、こ
の面が対象になるわけですね。だからそ
の面を考へて行く場合においては、こ
れは協同組合というよりも個人業者が
非常に多いのじゃないか、こういうふ
うにも考へられるわけなんです。
それからもう一つは、本年は予算が
少いから二億何がしあるいは三億で少
いからと、こゝにいふに考へての行
き方では、これは困るわけなんです。
現に農林省ではこの上乗年度の予算の
編成として大体十六億五千万円のこと
を考へていてというわけですが、そう
いう大きな数字をとる上においても、
はつきりとした五の三として付け加え
る必要があると思ひます。この点
についてお伺いしたいと思ひます。

○委員(長江田三郎君) 大矢さんの関
連は……。
○大矢半次郎君 私は個人貸しという
のは一体農業協同組合とかあるいは漁
業協同組合の組合員でなければならぬ
か。組合員でなくてもいいのではなから
うか、この法律の建前はどうかと思ひ
ます、まず一つお聞きしたいと思ひ
ます。
○政府委員(大坪藤市君) ただいま三
人の委員の方から御意見がありました
のでありますが、実は本年は一つは資
金源が御承知のように七億で縛られる
という問題がございまして、そういう
意味からできるだけ資金ワクの効果を
上げたいということが一つのねらいで
あるのであります。それからもう一つ
は、御承知のように共同施設に対する
例外といたしまして、個人のものにも
これを拡張して行こうという趣旨であ
るのであります。従ひまして従来は
共同施設といたしまして組合員が施
設をいたしておりましたのを改めまし
て、各個人々々に認めて行こうとい
う趣旨でありますので、実は共同施設の
延長という考へ方からいへばゆる組合
を通しまして貸してもいい、こゝにい
ふうな考へを持っておりますので、
従つて漁業協同組合なりあるいは農業
協同組合の組合員に実は限定して参り
たい。従つてこの点は、しかし水産の
場合にはいろいろ特殊の事情もありま
すので、これは今後検討を要すると
思ひますのでありますが、組合を通して
貸したい、いわゆる共同施設の延長と
してこれをやって参りたい、こゝに考
えておりますので、組合といたしまし
ても庶分の一つ資金について協力をし
てもらいたい、こゝにいふうな考へ方
から、さしあたりの問題といたしまし
て二割以上のものを自己資金も考慮し
てもらいたい、こゝにいふうな考へ方
であつたのであります。しかしながら
特にこれにつきましては、水産につ
きましてはいろいろ特殊の事情もありま
すので、今後水産庁とも一つよく相談
いたしまして検討いたして参りたいと
思ひますのでありますが、当分の問題とい
たしましては、かりにただいまお話し
申し上げました共同施設の例外として
の個人的な施設という事で進んで参
りたいと、かように考へております
ので、水産の場合におきましても農業と
同様に一応取り扱つて参りたい、か
うに考へております。

○大矢半次郎君 共同施設を一步進め
て、個人の方にも貸したい。従つて
農業協同組合あるいは漁業協同組合を
通じて貸し出したというお話でありま
すけれども、法律のでき上つた形はさう
いうふうになつていないのではないか。
これはちやうど資金のワクが当初考へ
たよりも狭くなつたからして、たとえば
合成繊維漁網網も今年ではできないが、
明年以降はやりたいといううな考へ
方をそこに持つて行けば、零細なもの
に對しては、たとへば協同組合に入つて
いない者にも貸し出していいようにこ
の法律はできているのではなからうか
と思ひますが、せんだつての説明の中
において、たとえばこの告示案には
出ていませんけれども、タバコの乾燥
施設に對しても貸し出したというこ
とを局長はおっしゃつておりました
が、私思ひに、タバコ耕作組合員で、
農業協同組合以外の組合員になつてい
る場合が多いかと思ひますが、それら
に對して一体どういふうな考へ方
なのですか、あなたがたは。
○政府委員(大坪藤市君) タバコ耕作
者も、あるいは一反とか二反とかタバ
コを耕作しているのございしますが、
大部分はそのほかに数反歩の農業の耕
作をやつておられますので、大部分のタ
バコ耕作者は農業協同組合に加入いた
しておられます、私もさういふに考
えておるわけでありまして。
○大矢半次郎君 そういふ例もありま
しうけれども、私の知っている範囲
では、たとえば岩手県の下野町付近で
は、たとへば岩手県の下野町付近で
は農業協同組合よりタバコ耕作組合の
方が強くて、そして預金や何かもた
さん持つてゐる。そういううな所は

むしろ農業協同組合に行かないで、タ
バコ耕作組合自体に行つてゐるよう
な場合が多いと思ひますが、私はこれが
どうしても農業協同組合に行かなけれ
ばならないという理由もまた少いと思
う。零細な農民の資金として貸し出
して行くという趣旨から言へば、農業協
同組合の組合員に限る必要がないので
はなからうか。法律もまたさういふ
うにできている、そして将来この資金
源が十分になれば、先ほどから問題に
なつておられますところの林業の方面
に對しては合成繊維の方面にも十分の法
律の活用がやつて行けるのではなから
うかと考へますが、その点いかがで
すか。
○政府委員(大坪藤市君) 私どもとい
たしましては、漁網網の場合にいたし
まして、できるだけ零細と申しま
すれば語弊がありますが、いわゆる中小
の漁業者を対象にして参りたい、か
うに考へております。同時にタバコ耕
作組合も、実はわれわれの認識不足か
も知れませんが、大体におきましては
タバコ耕作組合に加入いたしてござ
いますと同時に、農業協同組合にも加入
してゐる、こゝにいふうに大体判断いた
してありますので、これは私どもの判断
では訂正いたしたいと思ひますが、大
体においてさういふうに考へており
ます。
○大矢半次郎君 端的に伺ひますが、
法律の建前といたしまして農業協同組
合あるいは漁業協同組合の組合員以外
には貸し出すわけにはならぬ、こゝに
うにうに解釈するのですか。
○政府委員(大坪藤市君) いわゆる共
同施設の延長として考へて参りたいと

思いますから、いろいろ漁業の場合に、特に漁業協同組合に加入してないという事例は、タバコ耕作者よりも以上にこれはたくさん組合に加入してない人があると思ひますので、これは今後検討いたして参りたい、かように考へておるわけでございますが、一応共同施設の延長として考へて行きたいと思つていますので、当分の間はいろいろ漁業協同組合なりあるいは農業協同組合の組合員と限定して参りたい、かように考へております。

○千田正君 百分の二十というのを考へてみるという、實際は借りたものは非常に零細な農民なり漁民なりなんです、力のないところの漁業協同組合、あるいは農業協同組合がこれを貸すために百分の二十というものを貸すかどうか、これは十分御研究になっておるでしょうか、どうなんですか、一休……

○説明員(和田正明君) 今の百分の二十の問題は、農業協同組合、あるいは漁業協同組合が自己資金のない場合には資金の貸付をすることが適當であろうと考へますれば中金あるいは信連等にその資金源の業務を委託した上で貸付をするということになっております。

○委員長(江田三郎君) ちよつと申し上げますが、衆議院の決算委員会から経済局長を呼びに来ているのですが、大體本法律案は本委員会の本付託で、参議院の委員会のわれわれとしましては、これからたくさんの方案を審議して行かなきゃならぬのですが、先ほどから農林大臣を呼んでも出て来ない。政務次官も何やら出て来ない。経済局長も衆議院の決算委員会の方へ行く、こういうようなことでは私としましてはいろいろな法律案について責任を持てないと思ひますが委員の皆さんの御意見を伺ひたい。(責任問題だ)と呼ぶ者あり。

○千田正君 このままでは審議できません。経済局長だけの説明だつてわれわれは不十分だと思ふんだ。

○野瀧勝君 議事進行について発言をお願いいたします。私は一昨日来委員長を申しましてきよりの日に農林大臣の出席方を要望していたわけですが、特にまだ関係法案がたくさん残つておる。特に本農水委員会におきましては山積しておる状態で、委員長初め委員諸君が非常に苦惱しておるということを知つております。でありますから、私は農水委員会には委員を交替して入るに當りまして、なるべくそつと時間をも、機動的にしてみたいと思ひます。通告したにかかわらず、まだ出席されておらぬという状態、いつでも委員会は警告を発したりいろいろ決議するのでございまして、かようなだらしないことでは政府みずから審議権を相手にしない、こつと考へ方と見るよりの仕方がない。だから人をばかにしてゐると思ふ。二院制度があるのに参議院の意見を聞かぬ、軽く見るという

ことはいかぬと思ふ。私は一昨日来農水委員長を通して農林大臣に出席を求め、特に農林金融公庫法の一部改正法律案に対して質問したいと申しした。先ほどから秘書官を通して種々交渉してゐるにかかわらず出て来ないのでありますから、私はこの際一つ委員長の御了解を得て、農林大臣が来るまで私は質問を留保するとともに、来たら一番先に質問を許して頂きたい、こつとすることを申し上げておきます。

○委員長(江田三郎君) そこでまあ私先ほど申しましたこと、おそろく委員の皆さんの考へも同じだと思ひますので、この委員会はしばらく休憩いたしまして、政府の方でも今後委員会の運営をどう考へになるのか、はつきりした態度をきめて休憩後の委員会の方針を明らかにしてみたい、それから審議を進めたいと思ひます。

しばらく休憩いたしまして午後二時から砂糖の価格安定及び輸入に關する臨時措置に關する法律案について、商工委員会と連合審査をいたす予定でありますから、御了承願ひます。

なお連合審査終了後この部屋で農林水産委員会を続行する予定でありますからこれまた御了承願ひます。そのときまでに政府として今後の委員会に対する態度をおきめになつてお出ましを願ひます。

午後零時三十六分休憩
〔休憩後開會に至らなかつた。〕

七月十五日日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は五月二十日)

一、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

七月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、漁港法第十七条第二項の規定に基き、漁港整備計画の改正について承認を求めるの件

漁港法第十七条第二項の規定に基き、漁港整備計画の改正について承認を求めるの件

内閣は、漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)第十七条第一項の規定により、漁港審議会の意見を採択して農林大臣から提出せられた漁港整備計画を別紙のとおり改正することについて提出のとおり決定したので、同条第二項の規定に基き、国会の承認を求める。

漁港整備計画
わが国の経済を再建し、国民生活を安定せしめる方策の一環として水産業を発展させることは、地理的条件からみて極めて適切且つ必要である。これがためにはまず漁業の根拠地である漁港を、全国に亘り計画的に整備拡充しその機能を増進せることによつて漁業の能率化と経営の合理化をはかり、もつて漁業生産の増

強と漁民生活の安定向上に資する必要がある。

一 計画方針

(イ) 漁業と漁港施設との現状を基礎とし、将来の漁業の推移、漁場資源と生産条件との関連、漁港の配置等を勘案して整備計画を樹てる。

(ロ) 漁港整備計画は、原則的にはわが国の漁業に対応して必要な漁港施設を、各漁港に具備させることを目的とした総合計画とすべきであるが、国家財政の都合等も考慮し差当り漁港施設の不足度合の高いもの、経済効果の多いもので緊急整備の必要あるものから順次採用する。

(ハ) 整備漁港の選定については、指定漁港数二、六四五港(昭和二十九年十二月末現在)を対象とする。

二 計画

(イ) 前項の計画方針にもとづき六四七港(内修築事業完了の四三三港を除き昭和三十年度以降実施港数は六〇四港)を整備する。

(ロ) 各漁港においては、漁業状態、漁港施設の現状等を勘案し夫々の漁港に適した外かく施設、けい留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地等を整備する。

(ハ) 整備漁港

第一種漁港		第二種漁港	
都道府県名	漁港名	都道府県名	漁港名
北海道	節婦	北海道	節婦
整備を必要とする主なる施設		整備を必要とする主なる施設	
外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地		外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地	
厚賀	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地	厚賀	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地
厚田	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地	厚田	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地
第二	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地	第二	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地
豊浜	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地	豊浜	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地

[illegible]

[illegible]

山	廣	島	島	和	兵	大
口	島	根	取	歌	庫	阪
佐上川	大干畑玖五吉	崎字和下須	東長岩御酒	芳下印南戸栖周	田島灘炬生鎧	高淡岡
賀関棚	蔵沙玻市名	賀木府津	瀬戸屋津	養原南屋井原見	結飼口穂	石輪田
外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設
けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設
水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設

高	愛	香	徳
知	媛	川	島
椎安久羽西赤矢吉	高大神津大高喜豊垣周櫛豊宮饒桜	小伊橋大	阿大
名田通根泊岡賀川	島(真)浦和島(大)の浦生木生田窪井	田喜浦末浜	部濁
外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設
けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設
水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設

[illegible]

第二種漁港

都道府県名

漁港名

整備を必要とする主なる施設

北海道

常呂

外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地

大空

大空

外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地

神楽

神楽

外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地

登別

登別

外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地

鹿部

鹿部

外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地

豊浦

豊浦

外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地

白糠

白糠

外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地

館別

館別

外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地

浜鬼

浜鬼

外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地

久遠

久遠

外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地

尾札

尾札

外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地

追分

追分

外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地

木古

木古

外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地

八雲

八雲

外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地

尾沼

尾沼

外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地

乙部

乙部

外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地

江部

江部

外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地

美良

美良

外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地

吉岡

吉岡

外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地

斜里

斜里

外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地

三野

三野

外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地

脇野

脇野

外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地

平野

平野

外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地

青森

青森

外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地

岩手

岩手

外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地

宮城

宮城

外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地

荒瀬

荒瀬

外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地

船越

船越

外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地

[illegible]

長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	江崎
生月 館浦 佐尾 鴨居 樟島 浜島 阿翁 奈摩 三重 前津	名護 浜川 小島 高島 小友	加布 大島	宇佐 田野浦(大方)	福浦 柏崎 大浜	伊吹 福田(福田) 引田 高松 生里 庵治	由岐 穴喰 椿泊 瀬戸 長原	
外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設
けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設
水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設

北海道	第三種漁港	都道府県名	漁港名	整備を必要とする主なる施設
厚岸 熊石 三石 様石 浜似 古益 寿平 戸都 福井 函館 砂原	計 一八九港	鹿 児 島	阿久根 阿久根 阿久根 阿久根 阿久根 阿久根 阿久根 阿久根 阿久根 阿久根 阿久根	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設
外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設		宮 崎	大津 大津 大津 大津 大津 大津 大津 大津 大津 大津 大津	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設
外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設		大 分	大分 大分 大分 大分 大分 大分 大分 大分 大分 大分 大分	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設
外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設		熊 本	大津 大津 大津 大津 大津 大津 大津 大津 大津 大津 大津	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設
外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設		小 笠	小笠 小笠 小笠 小笠 小笠 小笠 小笠 小笠 小笠 小笠 小笠	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設

青 森	大 畑	釜 沢	八 戸	岩 手	大 槌	釜 石	大 船	宮 城	塩 釜	石 巻	女 川	気 沼	渡 沼	鮎 川	茨 城	千 葉	神 奈 川	新 潟	富 山	石 川	福 井	静 岡					
青 森	大 畑	釜 沢	八 戸	大 槌	釜 石	塩 釜	大 船	塩 釜	石 巻	女 川	気 沼	渡 沼	鮎 川	波 那 珂	千 倉	勝 浦	船 形	銚 子	三 崎	津	湊	島	浜	小	焼 津	稲 取	
外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設
けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設
水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設
漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地

愛 知	三 谷	豊 浜	京 都	舞 鶴	兵 庫	妻 鹿	和 歌 山	串 本	勝 浦	田 辺	鳥 取	境 代	島 根	恵 曇	西 郷	下 関	山 口	仙 崎	徳 島	愛 媛	八 幡	深 浦	高 知	清 水	福 岡	博 多	佐 賀	長 崎	奈 良	熊 本	大 分	宮 崎
外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設
けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設
水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設
漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地

第四種漁港

鹿 児 島	計	都道府県名		漁 港 名	整 備 を 必 要 と す る 主 な る 施 設
		七 一 港			
枕崎	串野川	山	太	外かく施設 外かく施設 けい留施設 けい留施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設
北海 道					
宇呂	元	山	威	外かく施設 外かく施設 けい留施設 けい留施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設
羅	仙	山	威	外かく施設 外かく施設 けい留施設 けい留施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設
雄	雄	山	威	外かく施設 外かく施設 けい留施設 けい留施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設
山	山	山	威	外かく施設 外かく施設 けい留施設 けい留施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設
余	余	山	威	外かく施設 外かく施設 けい留施設 けい留施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設
小	小	山	威	外かく施設 外かく施設 けい留施設 けい留施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設
元	元	山	威	外かく施設 外かく施設 けい留施設 けい留施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設
青 島					
白	白	山	威	外かく施設 外かく施設 けい留施設 けい留施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設
森	森	山	威	外かく施設 外かく施設 けい留施設 けい留施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設
岩 手					
嶋	嶋	山	威	外かく施設 外かく施設 けい留施設 けい留施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設
秋 田					
北	北	山	威	外かく施設 外かく施設 けい留施設 けい留施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設
山 形					
飛	飛	山	威	外かく施設 外かく施設 けい留施設 けい留施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設
千 葉					
乙	乙	山	威	外かく施設 外かく施設 けい留施設 けい留施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設
東 京					
神	神	山	威	外かく施設 外かく施設 けい留施設 けい留施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設
阿	阿	山	威	外かく施設 外かく施設 けい留施設 けい留施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設
八	八	山	威	外かく施設 外かく施設 けい留施設 けい留施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設
新 潟					
鷺	鷺	山	威	外かく施設 外かく施設 けい留施設 けい留施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設
石 川					
富	富	山	威	外かく施設 外かく施設 けい留施設 けい留施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設
川	川	山	威	外かく施設 外かく施設 けい留施設 けい留施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設
福 井					
四	四	山	威	外かく施設 外かく施設 けい留施設 けい留施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設
井	井	山	威	外かく施設 外かく施設 けい留施設 けい留施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設
愛 知					
赤	赤	山	威	外かく施設 外かく施設 けい留施設 けい留施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設
羽	羽	山	威	外かく施設 外かく施設 けい留施設 けい留施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設
根	根	山	威	外かく施設 外かく施設 けい留施設 けい留施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設

三 重	京 都	和 歌 山	島 根	山 口	徳 島	愛 媛	福 岡	長 崎	大 分	宮 崎	鹿 児 島	計
三 木	中 阿	阿 尾	十 六	川 尻	伊 島	本 田	沖 呂	真 豆	佐 賀	比 浦	口 之 永 良 部	五 六 港
外かく施設 外かく施設 けい留施設 けい留施設	外かく施設 外かく施設 けい留施設 けい留施設	外かく施設 外かく施設 けい留施設 けい留施設	外かく施設 外かく施設 けい留施設 けい留施設	外かく施設 外かく施設 けい留施設 けい留施設	外かく施設 外かく施設 けい留施設 けい留施設	外かく施設 外かく施設 けい留施設 けい留施設	外かく施設 外かく施設 けい留施設 けい留施設	外かく施設 外かく施設 けい留施設 けい留施設	外かく施設 外かく施設 けい留施設 けい留施設	外かく施設 外かく施設 けい留施設 けい留施設	外かく施設 外かく施設 けい留施設 けい留施設	外かく施設 外かく施設 けい留施設 けい留施設
水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設

昭和三十年七月二十五日印刷

昭和三十年七月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局